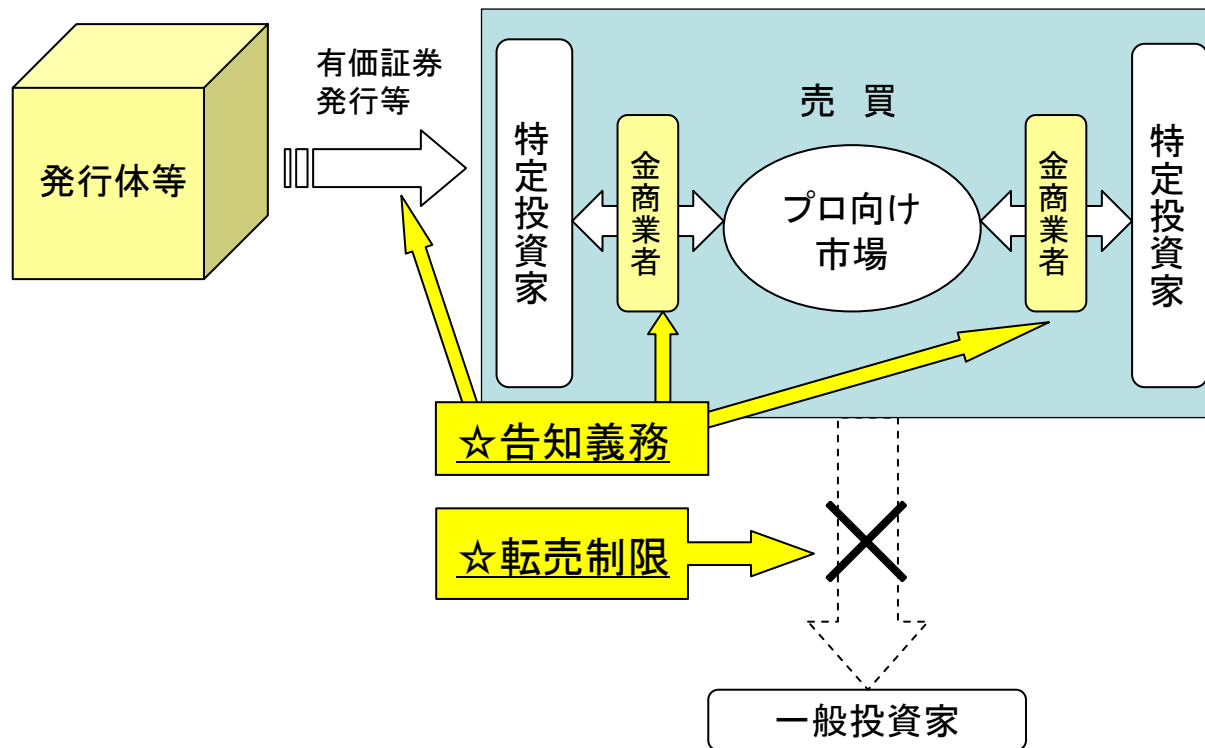


平成20年金融商品取引法改正に係る 政令案・内閣府令案の概要

**平成20年9月
金融庁総務企画局**

プロ向け市場の創設①

政令・内閣府令案
のポイント



☆簡素な情報提供/公表制度の新設

【発行時等】

有価証券・発行体の内容等に関する情報提供/公表

【プロ向け銘柄該当後】

発行体の内容等に関する年1回以上の情報提供/公表

※現行の公衆縦覧型の開示規制は免除

→取引所ルールにより、様式・言語・会計基準等について柔軟に定めることが可能に。

☆告知義務

○告知内容を規定

- ・法定の公衆縦覧型開示が行われていない旨
- ・転売制限が課せられている旨
- ・金商業者は、一般投資家を相手方として売買の取次ぎを行うことができない旨 等

☆転売制限

○発行等の際の一般投資家への転売制限を含む契約締結を規定

例外的に売却できる場合

- ・発行者やオーナー株主への譲渡の場合 等

☆簡素な情報提供/公表制度の新設

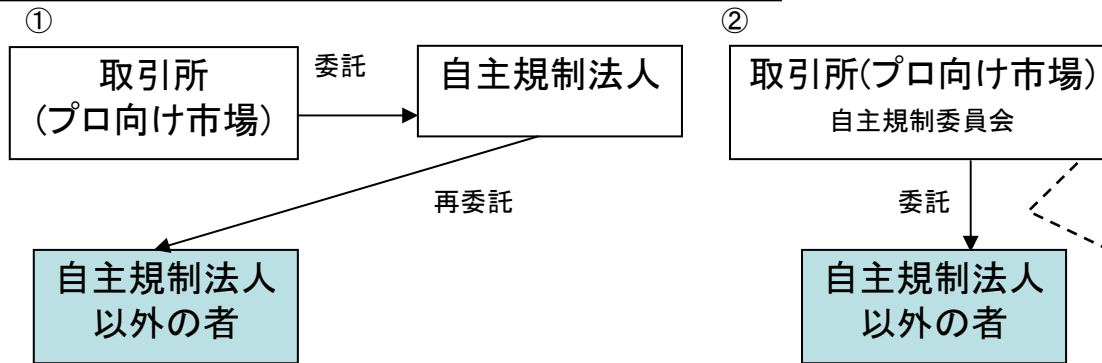
有価証券・発行者に関する情報を取引所ルールにより提供/公表する旨を規定

☆外形基準の緩和

有価証券報告書提出義務要件(外形基準)を、「株主数500人以上」から「特定投資家以外の株主数1000人以上」に緩和

プロ向け市場の創設②

自主規制業務の自主規制法人以外への委託



政令・内閣府令案
のポイント

委託できる自主規制業務の範囲

- ・上場・上場廃止基準に適合するかどうかの事前調査
- ・発行者の情報開示が開示審査基準に適合するかどうかの事前調査 等

委託に当たって取引所が講ずべき措置

- ・業務を的確、公正に遂行できる者に委託するための措置
- ・発行者に対する独立性を確保するための措置
- ・業務の実施状況の検証、適切な監督を行い、必要な場合には、違約金の徴収、委託の終了等を行うための措置 等

【参考】英国AIMにおける取引対象企業の審査

- ・取引所の指定するアドバイザー(Nomad)が登録審査。
- ・担当のNomadなしでは、取引所への登録・売買不可。Nomadが不在になると売買停止、不在が1ヶ月継続すると登録廃止。

我が国取引所と外国取引所による取引所の共同設立

取引所の大口株主規制

	金商法の枠組み
50%～	取得・保有不可
20%～50%	取得・保有可（認可事項） （取得・保有できる者を政令で指定）
～20%	何人も取得・保有可

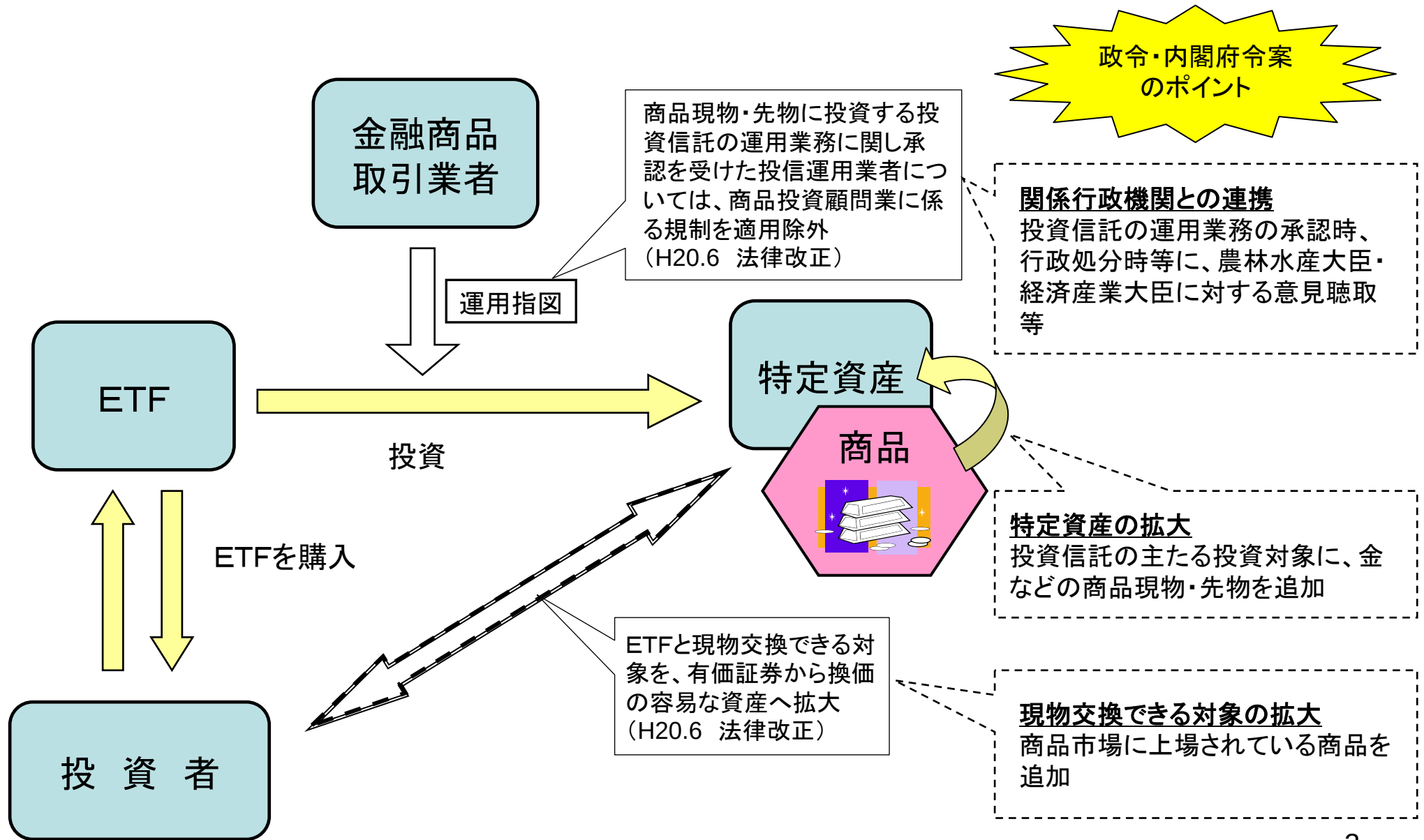
政令・内閣府令案
のポイント

要件

- ・議決権の取得・保有対象の取引所が、我が国取引所の子会社であること
- ・母国において取引所の免許等を受けていること
- ・外国取引所の母国と我が国当局が覚書き(MOU)を締結していること

一定の要件を満たす外国取引所を追加指定

ETF(上場投資信託)の多様化

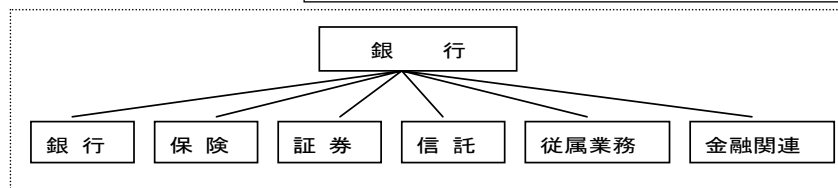


銀行等の業務範囲の拡大①

銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充

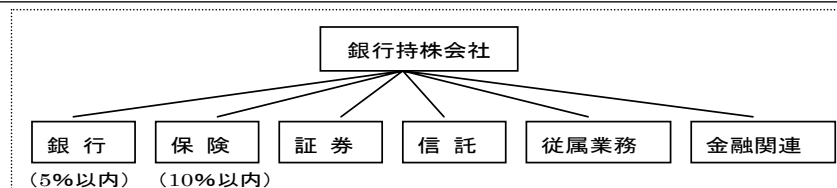
改正前

他業禁止の趣旨や子会社の業務範囲規制の潜脱回避の観点から、一般事業会社の議決権保有を制限。ただし、銀行等の投資専門子会社を通じて保有するベンチャービジネス会社の議決権は例外（保有10年以内）。



⇒銀行とその子会社の合算で5%超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)



⇒銀行持株会社とその子会社の合算で15%超の議決権保有を原則禁止

国内の会社
(子会社対象以外の会社)

改正後

議決権保有制限の例外措置の対象として、現行のベンチャービジネス会社に加え、事業再生を行う会社を追加。

銀行グループが、企業の創業期のみならず事業再生の局面においても、デット(負債)に限らず、エクイティ(資本)まで含めた総合的な企業ファイナンスにより一層貢献していくことが可能に。

内閣府令案
のポイント

- 事業再生を行う会社（「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」）として、非上場の株式会社で次の会社を規定。
 - ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律上の「経営革新計画」の承認を受けている会社
 - ② 産業活力再生特別措置法上の「事業再構築計画」の認定を受けている会社
 - ③ 民事再生法・会社更生法上の「再生計画」「更生計画」の認可を受けている会社
 - ④ 銀行等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ（DES：債務の株式化）、デット・デット・スワップ（DDS：債務の劣後ローン化）のいずれかを実施することを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社
- 加えて、現行のベンチャービジネス会社（「新たな事業分野を開拓する会社」）の要件の一つである「設立5年未満」を「設立10年未満」に拡大。
- ※ 保険会社についても同様の措置

銀行等の業務範囲の拡大②

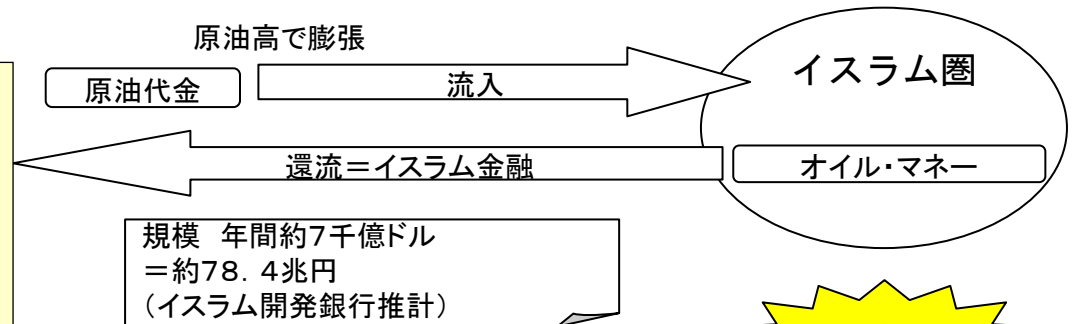
イスラム金融の解禁

シャリヤ(イスラム法)上、リバー(利子)は禁止

→ 融資の代替として、ムラーバハ(売買形態)※1、イジャラ(リース形態)※2などが発達。

※1 事業者の必要とする設備をいったん銀行が購入し、事業者に売却。後払いで支払われる購入代金に利子に相当する額を上乗せ。

※2 事業者の必要とする設備を銀行が購入し、その価格及び利子に相当する額を含む使用料を徴収。



銀行・保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲として、実質的に与信と同視すべきイスラム金融を追加。

排出量取引の解禁

気候変動枠組条約(UNFCCC)

1992年6月採択、1994年発効

京都議定書(Kyoto Protocol)

1997年12月採択、2005年2月発効

○ 先進国(EUを含む39か国)に対して、法的拘束力のある温室効果ガス排出量の削減目標を設定。

※ 2008年から2012年までの間の温室効果ガスの総排出量を、1990年時点の排出量を基準に割り当てられた目標分削減。我が国の割当ては▲6%。

○ 目標達成の手段として、「京都メカニズム」を許容。

京都メカニズム

1. 共同実施(JI)

先進国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、先進国であるホスト国(当該プロジェクトが領土内で実施される国)に生じた排出量(ERU※1)を投資国(先進国)に移転。

※1 Emission Reduction Unit: 排出削減単位

2. クリーン開発メカニズム(CDM)

先進国の技術や資金の提供を受け、発展途上国が温室効果ガス削減プロジェクトを実施することにより、発展途上国であるホスト国に生じた排出量(CER※2)をホスト国と投資国(先進国)間で分配。

※2 Certified Emission Reduction: 認証排出削減量

3. 排出量取引

先進国間で排出量(AAU※3、ERU、CER)の取引が可能。

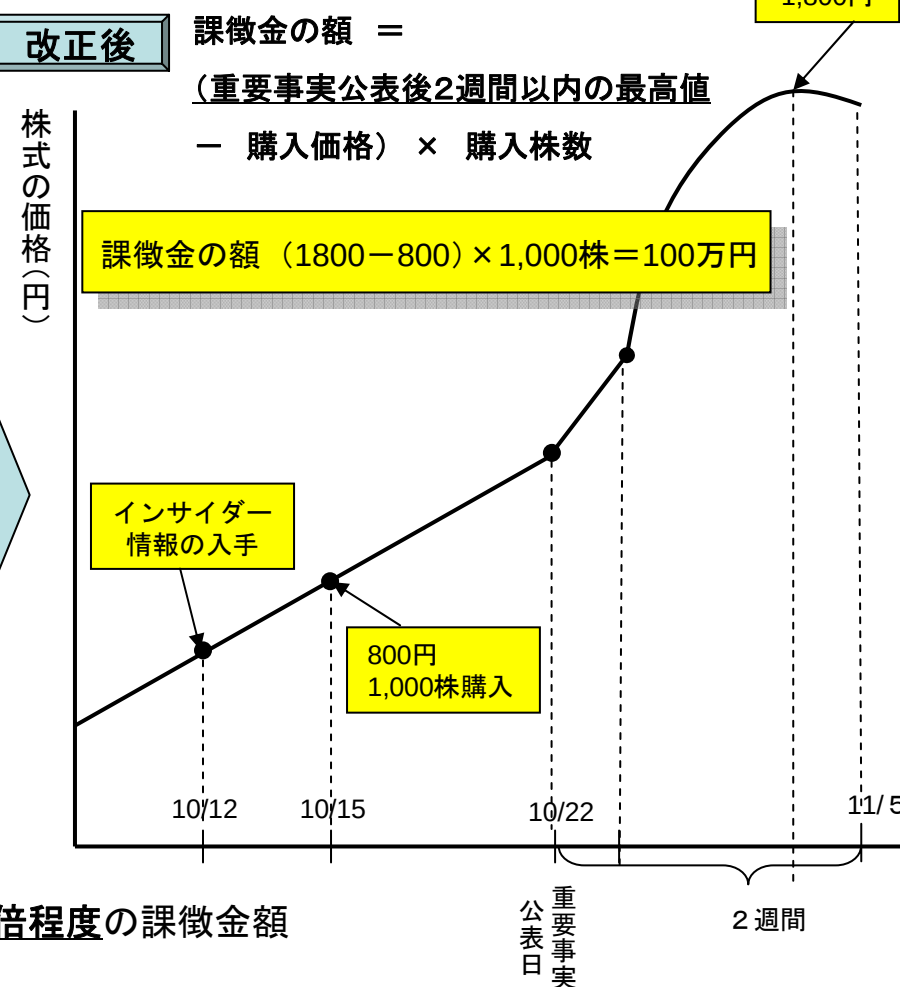
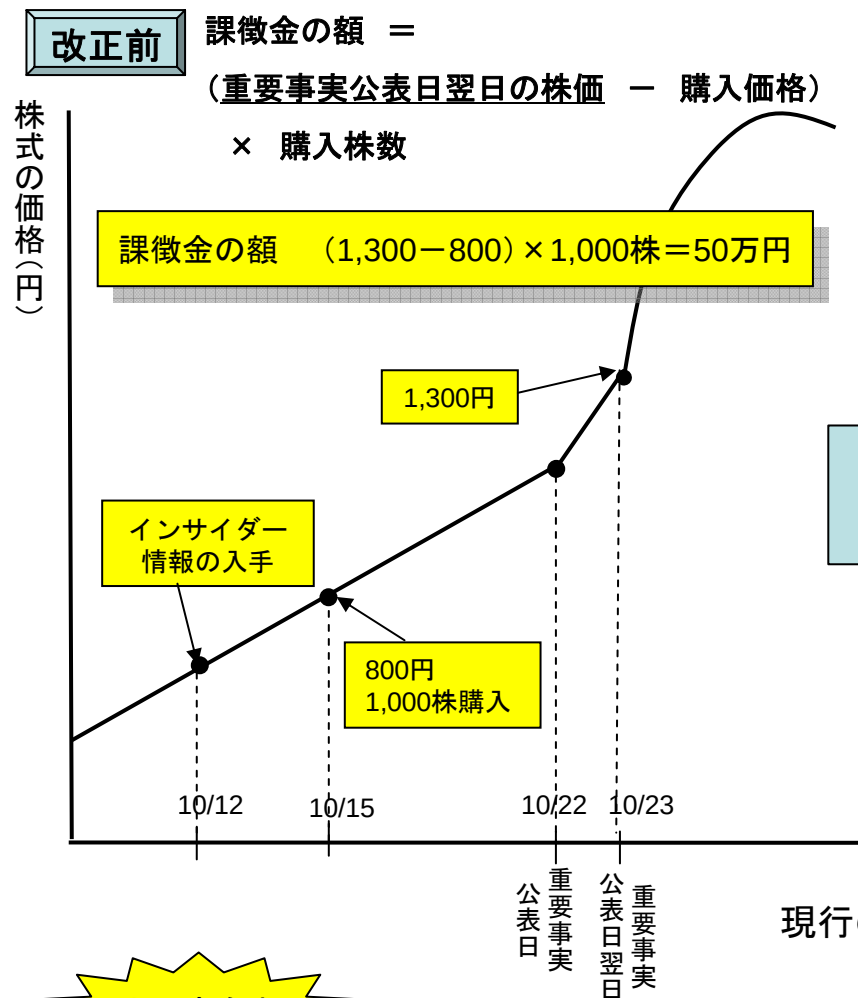
※3 Assigned Amount Unit: 初期割当量(京都議定書に基づき、各国政府に分配される排出量)

内閣府令案
のポイント

現行の子会社・兄弟会社に加え、銀行・保険会社本体に対し、排出量の取得・譲渡等の取引を解禁。

インサイダー取引の例

課徴金制度の見直し



現行の2倍程度の課徴金額

内閣府令案
のポイント

違反者の子会社、親族等の計算において違反行為を行った場合にも、自己の計算において違反行為を行ったものとして、課徴金の対象とする。

政令・内閣府令案 のポイント

その他の主な改正事項

○ インサイダー取引規制の軽微基準の見直し

・上場会社等の子会社の解散に係る軽微基準（純資産額の減少が30%未満かつ売上高の減少が10%未満）を新設。

○ 課徴金に係る審判手続の見直し

・第1回審判期日前における証拠開示規定を追加（第1回審判の期日前において、違反事実を証する書類の開示を可能に）。

○ EDINETに係る登録届出手続の見直し

・EDINETを使用する開示書類提出者に関する情報の把握のため、3年ごとに登記事項証明書等の提出を義務付け。

○ 信託受益権に係る開示規制の適用範囲の見直し

・勤労者財産形成促進法に基づく信託（財産形成給付金信託及び財産形成基金信託）の受益権を、開示規制の適用除外とする。

○ 書面交付義務の緩和

・引受・募集・売出し・私募の取扱いの場合には、事前に十分な協議が行われることから、発行体・所有者に対する契約締結前交付書面の交付を不要とする。
・公開買付の場合には、厳格な手続が定められていること等から、公開買付者に対する契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の交付を不要とする。

○ 関係外国運用業者発注の適用除外の拡大

・国内の投資運用業者が関係外国運用業者（投資運用業の海外親子会社）からの委託を受けて証券会社へ取引所取引を発注する行為は、第一種金融商品取引業の適用除外とされている。

当該適用除外の範囲について、発注の内容に係る適正な記録を確保しつつ、証券会社を相手方とする取引所外取引や店頭デリバティブ取引、外国取引所取引の発注に拡大する。

○ 外国投資信託、外国投資法人の届出義務の緩和

・適格機関投資家による外国投資信託等（株価指数連動型以外のものを含む）の外国市場における売買に関し、外国投資信託等の届出を不要とする。